

# 児童手当制度拡充に伴う手続きについて

令和6年10月1日施行の児童手当法改正により、制度内容が拡充されました。  
 実際の支給額に反映されるのは12月10日振込分からとなります。なお、手続きが必要な対象者には通知文書を送付しておりますが、万が一、通知が届いておらず①～④のいずれかに該当する方は、下記までご連絡ください。

## 申請が必要な方

- ① 高校生年代のお子さん(平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ)のみを養育しており、現在、児童手当を受給していない方。
- ② 高校生年代のお子さんを養育しており、現在、児童手当を受給している方。
- ③ 本年度の所得判定結果で上限を超過し、児童手当の支給対象外となっている方。
- ④ 大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の**監護を要する生計同一のお子さん**(仕送りなど、保護者として養育していることが要件)があり、そのお子さんを含め合計3人以上のお子さんを監護している児童手当受給中の方。

**!** 児童手当は申請しないと受給できません。申請漏れのないよう、くれぐれもご注意ください。

## 1. 支給対象が拡大しました

改正前

0歳～中学校修了までの子を  
 養育している方  
 (15歳到達後の最初の年度末まで)

改正後

0歳～高校生年代までの子を  
 養育している方  
 (18歳到達後の最初の年度末まで)

## 2. 所得制限が撤廃されました

改正前

所得制限	
所得制限限度額、所得上限限度額あり	
手当月額	
3歳未満	月 15,000円
3歳～ 小学校修了まで	第一子・第二子 月 10,000円 第三子以降 月 15,000円
中学生	月 10,000円

※児童を養育している方の所得が「所得制限額」以上、「所得上限額」未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。  
 ※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。

改正後

所得制限	
所得制限なし	
手当月額	
3歳未満	第一子・第二子 月 15,000円 第三子以降 月 30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の 最初の年度末まで	第一子・第二子 月 10,000円 第三子以降 月 30,000円

※特例給付はなくなり、受給者全員が上記の支給額に。  
 ※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

## 3. 偶数月(年6回)に支給されます

改正前

支給月  
 2月・6月・10月(年3回)  
 ※各前月までの4か月分を支給

改正後

支給月  
 2月・4月・6月・8月・10月・12月(年6回)  
 ※各前月までの2か月分を支給

**申請について** 児童手当は保護者のうち令和5年中の所得が高い方が受給者となります。

町民課または各地域振興局で手続きしてください。  
 (公務員の方は勤務先に申請してください。)

※ご不明の点などございましたらご連絡ください

【お問い合わせ先】  
 町民課 ☎22-3117  
 大正町民生活課 ☎27-0112  
 十和町民生活課 ☎28-5112

## 間伐や造林などに関する支援制度(令和6年度)

県では、森林の有する多面的機能の維持・増進や林業の振興による中山間地域の経済の活性化に向け、持続可能な森づくりの推進に取り組んでいます。実施に当たっては、さまざまな補助事業が活用できますので、ぜひご確認ください。

### 森林を手入れしたいとお考えの方

- 保育間伐など
  - ・ 造林事業(森林環境保全直接支援事業)
    - 県が定めた標準単価の68%など
  - ・ みどりの環境整備支援事業(公益林保全整備)
    - 定額59,000円/ha

### 県独自の加算事業

- 再造林など
    - ・ 森林資源循環利用促進事業
      - 県が定めた標準単価の18～23%など  
(造林事業等と組み合わせて最大で95%)
    - 保育間伐など
      - ・ みどりの環境整備支援事業
        - 18,000～30,000円/ha(森林吸収源整備)
        - 20,000～30,000円/ha(多様な森づくり整備)
- ※国の補助事業に県が独自に上乗せを行う単独事業です。

### 森林の有する多面的機能の維持・増進

保育間伐とは、森林の込み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業です。保育間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源のかん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能が促進されます。



### 施業を集約化し間伐などを推進



- コウヨウザン(早生樹)の植栽
- 耕作放棄地への新規植林も補助対象です。

### 間伐材を搬出したいとお考えの方

- 搬出間伐
  - ・ 造林事業(森林環境保全直接支援事業)
    - 県が定めた標準単価の68%など
  - ・ 木材安定供給推進事業
    - 搬出材積によって169,000～713,000円/ha
  - ・ みどりの環境整備支援事業
    - 81,000～122,000円/ha(森林整備)
    - 80,000円/ha(多様な森づくり整備)

### 再造林をお考えの方

- 再造林など(鳥獣害防止施設含む)
  - ・ 造林事業(特定機能回復事業)
    - 県が定めた標準単価の72%など
  - ・ 造林事業(森林環境保全直接支援事業)
    - 県が定めた標準単価の72%など



上記は、国および県の補助事業とその主な内容です。市町村によっては、独自の上乗せ(加算)などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件などがございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

### — お問い合わせ先 —

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課(森林整備担当):088-821-4602  
 安芸林業事務所:0887-34-1181 中央東林業事務所:0887-53-0657 嶺北林業振興事務所:0887-82-0162  
 中央西林業事務所:088-893-1292 須崎林業事務所:0889-42-2371 幡多林業事務所:0880-35-5977  
 もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。